

長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金 補助申請チェック表

以下の質問に「はい」か「いいえ」を付けて回答してください。

1	長久手市内に住所を有し、令和5年3月31日時点で満65歳以上ですか？	はい	いいえ
2	今までに、申請者及び同一世帯の高齢者がこの補助金を受けたことはありませんか？（1世帯1台限り）	はい	いいえ
3	申請書の裏面にある「誓約事項」は記載しましたか？	はい	いいえ
4	下記の①～③のいずれかの補助対象機器を購入しましたか？ ①通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。 ②着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。 ③通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機	はい	いいえ
5	申請書に記載の添付書類（領収書等の写し、設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書（該当者のみ）、カタログ等、特殊詐欺対策電話機等の機能が確認できるものなど）はそろっていますか？	はい	いいえ
6	補助対象経費に取付工事費等は含まれていませんか。	はい	いいえ
7	購入日は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの日ですか？	はい	いいえ
8	申請書の提出日は令和5年3月31日までにになっていますか。 締切 令和5年3月31日	はい	いいえ

一つでも「いいえ」に○があると、補助金の交付を受けることができません。

補助金交付手続きの流れ

- 1 補助金交付申請書や市ホームページを見て、自身が補助対象者であるかを確認する。
- 2 購入する特殊詐欺対策電話機等が補助対象機器であるかを市ホームページ等で確認する（補助対象機器が不明な場合は、市安心安全課にご連絡ください）。
- 3 特殊詐欺対策電話機等を購入する。
- 4 特殊詐欺対策電話機等購入後に、領収書やレシート等の写し（特殊詐欺対策電話機の品名及び購入の支払い手続きが完了したことが確認できる書類）を取得する。
- 5 申請書と必要書類をそろえて市安心安全課に申請する。**締切令和5年3月31日（必着・郵送可）**。申請と同時に請求書も提出可能。
- 6 市が申請内容を確認する。補助対象者であることを確認後、補助交付決定する。
- 7 請求書と振込先口座番号が分かる書類を提出する。申請時に請求書等を提出した場合は不要。
- 8 市が申請者に対し補助金を支払う。